

広島県との「災害時の遊休井戸等の共助利用に係る水質検査に関する協定」について

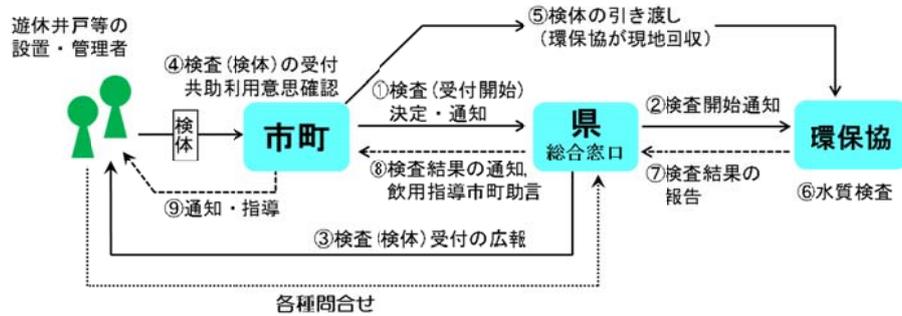
1 趣 旨

当協会は、災害等で長期間断水が続く場合、地域住民の飲用水確保を目的に、市町の求めに応じて、遊休井戸の水質検査を無償で実施する。

2 協定の内容

- 市町は、災害等により水道施設が被災し断水すると、応急給水や応急復旧により、飲料水を確保する必要がある。断水が長引くとポリタンク等による飲料水の運搬は、次第に住民への負担となる。
- こうした中、地域住民の飲料水運搬の負担軽減を目的に、地域内での話し合いの下、遊休井戸等を活用する場合、当協会は、遊休井戸等の水質検査を県と市町の協力のもと実施する。

＜協定の運用フロー＞



3 期待される効果

- 飲料水の運搬に係る住民負担の軽減
- 水質検査に係る経費負担の軽減（無償）
- この支援をきっかけに地域住民による共助活動が推進されることによる，災害に強い地域づくり

4 無償検査の実施件数

- 平成 18 年 8 月 広島県水道用水供給事業の隧道崩落事故時に、200 件の井戸水飲用検査を実施
- 平成 22 年 7 月 庄原市・世羅町の豪雨災害時に、17 件の井戸水飲用検査を実施
- 平成 26 年 8 月 広島市大規模土砂災害時に、29 件の井戸水飲用検査を実施



平成 27 年 5 月 28 日 協定書を交わす広島県健康福祉局笠松淳也局長（左）と近光理事長